

## 『いちばんやさしい建築基準法 改訂2版』（2021年1月25日第2刷発行）正誤表

2021年6月11日現在

下記の誤りがございました。ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。  
お手数をおかけいたしますが、お手許の書籍を訂正してください。

訂正箇所	誤	正
157ページ 本文 後ろから1行目	～扉を設けたもの。（1 4 3 6-4- <del>ハ</del> -1）	～扉を設けたもの。（1 4 3 6-4- <del>ニ</del> -1）
158ページ 本文 3行目	～たもの。（1 4 3 6-4- <del>ハ</del> -2）	～たもの。（1 4 3 6-4- <del>ニ</del> -2）
158ページ 本文 7行目	～材としたもの。（1 4 3 6-4- <del>ハ</del> -3）	～材としたもの。（1 4 3 6-4- <del>ニ</del> -3）
158ページ 本文 10行目	～材としたもの。（1 4 3 6-4- <del>ハ</del> -4）	～材としたもの。（1 4 3 6-4- <del>ニ</del> -4）
157ページ 本文 後ろから8行目	～もの。（1 4 3 6-4- <del>ニ</del> ）	～もの。（1 4 3 6-4- <del>ホ</del> ）
157ページ 本文 後ろから4行目	～（1 4 3 6-4- <del>ロ</del> ）	～（1 4 3 6-4- <del>ハ</del> ）
218ページ ■建築確認申請とは 申請が必要なものは6つ	●用途・規模による分類 ①特殊建築物で延べ面積が <b>100㎡</b> を超えるもの。（法6条1項1号）	●用途・規模による分類 ①特殊建築物で延べ面積が <b>200㎡</b> を超えるもの。（法6条1項1号）
219ページ 下図 ●確認申請が必要な建築物等○ ①特殊建築物で	延べ面積 <b>100㎡</b> を超える	延べ面積 <b>200㎡</b> を超える